

開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 20 日提出

開成町長 山 神 裕

提案理由

会計年度任用職員の給与について、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定したいので、開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

開成町条例第 号

開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年開成町条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

会計年度任用職員給料表

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級
	円	円	円
1	183,500	221,700	251,000
2	184,600	223,000	252,100
3	185,800	224,300	253,200
4	186,900	225,600	254,300
5	188,000	226,700	255,400
6	189,700	227,800	256,400
7	191,300	228,900	257,400
8	192,900	230,000	258,400
9	194,500	231,500	259,400
10	196,200	233,000	260,400
11	197,800	234,500	261,300
12	199,400	236,000	262,300
13	201,000	237,500	263,300
14	202,700	239,000	264,300
15	204,400	240,500	265,300
16	206,100	242,000	266,300
17	207,400	243,400	267,300
18	209,000	244,800	268,300
19	210,600	246,200	269,300
20	212,100	247,400	270,300
21	213,600	248,600	271,300
22	215,200	249,800	272,300
23	216,800	251,000	273,300
24	218,400	252,100	274,300
25	220,000	253,200	275,300
26	221,700	254,300	276,400
27	223,000	255,400	277,400
28	224,300	256,400	278,700

29	225,600	257,400	280,000
30	226,700	258,400	281,200
31	227,800	259,400	282,500
32	228,900	260,400	283,800
33	230,000	261,300	285,000
34	231,100	262,200	286,200
35	232,200	263,100	287,300
36	233,300	263,900	288,500
37	234,400	264,700	289,800
38	235,400	265,500	291,100
39	236,400	266,300	292,400
40	237,300	267,000	293,400
41	238,200	267,800	294,400
42	239,100	268,600	295,500
43	239,900	269,300	296,600
44	240,700	270,000	297,800
45	241,400	270,800	298,900
46	242,000	271,600	300,100
47	242,600	272,300	301,300
48	243,200	273,000	302,600
49	243,800	273,800	303,900
50	244,400	274,600	305,200
51	245,000	275,300	306,500
52	245,500	276,000	307,800
53	246,000	276,700	309,100
54	246,400	277,400	310,400
55	246,700	278,100	311,700
56	247,000	278,800	313,000
57	247,300	279,500	314,300
58	247,600	280,200	315,400
59	247,900	280,900	316,300
60	248,200	281,500	317,600
61	248,500	282,200	318,900
62	248,800	282,800	320,200
63	249,100	283,500	321,400
64	249,400	284,100	322,700
65	249,700	284,800	323,900
66	250,000	285,400	325,100
67	250,300	286,100	326,400

68	250,600	286,700	327,500
69	250,900	287,400	328,600
70	251,200	288,000	329,700
71	251,500	288,500	330,400
72	251,800	289,000	331,300
73	252,100	289,600	332,000
74	252,400	290,100	332,800
75	252,700	290,700	333,600
76	253,000	291,200	334,000
77	253,300	291,700	334,600
78	253,600	292,300	335,300
79	253,900	292,900	336,100
80	254,200	293,400	336,800
81	254,500	293,900	337,500

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

給与改定について

1 会計年度任用職員の給与改定の考え方

会計年度任用職員の給与については、職務給の原則、均衡の原則を踏まえ、給料を常勤職員の給料表を基準としていることから、総務省の見解も踏まえ、令和6年の給与改定については、常勤職員と同様に令和6年4月1日に遡及して適用することとします。

2 職種別の初任給単価

(1) パートタイム会計年度任用職員（時間額）

職種	改定前（時間額）	改定後（時間額）
庁舎清掃員／幼稚園・学校用務員	1,120 円	1,283 円
幼稚園・学校給食調理員	1,140 円	1,303 円
幼稚園バス運転員	1,380 円	1,503 円
環境業務員／幼稚園・小学校管理業務員／町民センター管理業務員／図書室管理業務員	1,120 円	1,276 円
一般事務員／介護サービス相談員／幼稚園・学校事務員／幼稚園・学校生活支援補助員／幼稚園養護職員	1,155 円	1,318 円
図書室司書	1,190 円	1,358 円
一般事務員（徴税事務）／一般事務員（税務実務経験者）／診療報酬明細書点検業務員	1,223 円	1,388 円
社会福祉士／幼稚園・学校栄養士／幼稚園教諭／幼稚園養護教諭／幼稚園・学校介助教員／適応指導教室指導助手／心の相談員	1,426 円	1,561 円
看護師／歯科衛生士／管理栄養士／保育士／訪問調査員／手話通訳者	1,589 円	1,711 円
保健師／助産師	1,692 円	1,789 円
学校特別支援講師	2,029 円	2,065 円

(2) 専門員（月額）

職種	改定前（月額）	改定後（月額）
子ども家庭支援員、防災安全専門員、教育指導専門員、社会教育専門員（週 28 時間勤務）	191,194 円	204,320 円
徴税専門員（週 28 時間勤務）	210,238 円	219,874 円